

婦人労働資料第十六号

昭和二十七年五月

8-9

看護婦労働実態調査報告
に関する懇談会結果概要

労働省婦人少年局

二 關於の點點合部果科要

自製部の同大部部部部部

一 關於の點點合部果科要

看護婦労働実態調査報告に関する

懇談会結果概要

標記の調査は婦人少年問題審議会の答申に基き看護婦の労働条件改善のための基礎資料を得る事を目的として婦人少年局が実施したものである。

病院や診療所が労働行政の対象となつたのは戦後の事であり、ここに働く看護婦にも労働基準法が適用され、始めて労働者としての法的な地位が確立され、その労働条件も非常に改善されてきている。しかし看護婦はもと篤志家の奉仕から発生した仕事であり人命を扱うといふ社会的使命が強調される反面、労働婦人としての認識が今日でも目覚めに充分でなく、又労働法適用の厂史も浅いためにその労働条件についても、なお遺憾な点が少くないので、この調査の結果に基き全国地方取組室により関係各方面との懇談会がもたれ問題点につき種々討議された。その概要は次の通りである。

一、時期 昭和二十六年七月八月中（適当な一日）

二、参加範囲

都道府県労働基準局 労働課、職業安定課 衛生局（看護婦関係事務担当者）その他

縣會議員、市會議員

病院診療所において経路者の立場にある者

看護婦

医師会等の民間団体

労働組合（主として医療関係）

オウザーバー（報章機関）

三 概 要

一 勞 働 條 件

(一) 労働時間が長くなり易い原因

1 患者收容施設を有する病院診療所の看護婦は深夜業を必要とする場合が多く、そのために、三交代制を実施しているのは、大きい病院だけで規模の小さい病院診療所では「宿直制」を以て深夜勤務につかせる。更にその明けの日も普通に勤務する場合が多い、しかし病院看護婦の宿直は、一般の事務所や工場の宿直と異り正規の勤務に近い性質をもっている場合が多く本来の宿直と認められないような場合もある。

2 官公立の病院・診療所は定員の枠があり、看護婦の定員の中に産後婦が含まれているので人員不足が三交代制の実施をばげんでいる大きな原因である。

3 看護婦の仕事は医師の補助者としての二次的業務になり易く雑務が相当多く専門化されてはいない。

4 私立の医院等では、家事使用人的な立場におかれている傾向があり、正規の勤務時間以外にも家事労働に拘束される事が多い。

5 寄宿舎に居住する者や、仕込が大部分である事も長時間労働になり易い原因なので、過勤制を多くする事も、その弊を改める機縁となるが看護婦の仕事の性質上率仕的方面もあり、従来からの慣習でおお檢討の余地がある。

6 外派患者の場合診療時間が守られない傾向があると共に、入院患者の場合にも看護婦に業務以外の雑用を命ずる事が多い。

(二) 休憩時間がはつきり与えられていない原因

ノ看護婦の仕事の特殊性から一有休日や一有休週が困難であると共に、私立の医院、診療所の場合、仕事が断続的にやり易く拘束時間中、閑な時はあるが「休週時間」としてはつきり自分の自由になる時間が与えられていない。

③ 休日・年次有給休暇が充分与えられていない原因

一 休憩時間と同様、一有に休日をとることが出来る、交代で休日をとらねならないが、そのために人員増加と週休制の徹底が必要である。

二 私立の病院、診療所では労働基準法に規定されている年次有給休暇がはつきり決っていない所が多く、慣習的に金、暮の休みが与えられていたにすぎない。

以上の点については、使用者側の労働管理に対する研究が充分なされると共に看護婦の労働に理解と協力が必要である。

④ 給与の問題点について

一 病院経営は、工場経営と違って労働時間が長くても、それはすぐに収益にはならないので、

経営上の問題がある。

二 給与の改訂は患者の七〇、八〇％が健保の利用者であり、診療報酬が低いので、経営困難な所では必然的に看護婦の諸条件に悪影響を及ぼしている。

三 私立の医院診療所の場合は給与がまち／＼であり極めて低いものがあるのが最近賃金の暴落を招く必要がある。

四 看護婦は早出残業、深夜業、宿直を必要とする機会が多いが、私立の病院、診療所では、これらの手当に關する規定がはっきりしない場合が多い。又、三交代制の場合、深夜業についての特増賃金が支払れないところがある。

五 看護手当は結核、伝染病、レントゲンの係に支払われているが、外未を認める係及び一般の事務

等にも考慮する事が望ましい。

ろ、看護婦の大部分は住込みで使用者が食費を負担しているが、慰慰的な給与形態で基本給を低くすることは看護婦の対外的な地位をも低め貶める場合にも困るので、税金、食費等は給与に算入してはつきりと差引くこと。

二、寄宿舍の自治会について

看護婦の大部分は病院附属の寄宿舍又は住込みで生活している場合が多く、自治組織はあつてもその運営に問題があり、活発な運動はみられず、施設に対する要望が大部分であるが、資金はあつても、病院経営の方に廻り、ほかはがしい改善は図られない。

三、労働組合について

- 一、看護婦自身が従来の奉仕的な觀念から脱却し労働者としての意識を確立する必要がある。
- 二、組織をつうじて地位の向上をはかるため上級団体及び種の連合を積極にする。
- 三、事業附属の病院、診療所の看護婦は一般組合員と幾分事情を異にしているところもある。
- 四、看護婦だけの労働協約を締結するといふ意見もあった。
- 五、会合の出席も大病院は可能であるが、小規模のところでは人員が不足するので仲々あつかひにくい。

四、その他の意見と要望

- 一、一般社会が看護婦を労働者として理解する
- 二、患者が附添を産わずに人員不足を補うため

病院側で偏うか補助看護婦を配置する方策

望ましい。

3. 労使共、労働基準法を熟知する。

4. 看護婦労働の特性から、深夜業、通直に対する休養施設等の完備が望ましい。

5. 結婚迄の一時的な仕事としてではなく、引続き働けるようにするため免許証所有者で結婚後
働いていないものの適正労働を考慮し、社会施設を充実させると共に通勤制を多く採用するこ
とが望ましい。

6. 事務長、病院経営の立場にある人達の啓蒙教育の機会が必要である。

7. 健保に加入しない傾向が多いが、病院の恩恵的な処遇よりも当然労働者としての権利を行使
する方が望ましい。

8. 養成所の増設及び拡充強化を行うこと。

9. 看護婦の養成を行うこと。

10. 定員の増減一国立の場合をすること。

11. 小規模の所より都会の大病院への希望者が多く、看護婦労働の特性から、一般の紹介と異り
求人求職共販賣の利用率がまち／＼なので結びつきが悪く、斡旋が困難である。

12. 定員制、三交代制、養成所の増設等の基本的な問題については労働者、厚生省、文部省が密
接な連絡を取り検討してほしい。

婦人労働資料第十六号

昭和二十七年五月

看護婦労働実態調査報告

に関する懇談会結果概要

労働省婦人少年局

看護婦労働実態調査報告に關する 懇談会結果概要

標記の調査は婦人少年問題審議会の答申に基き看護婦の労働条件改善のための基礎資料を得る事を目的として婦人少年局が実施したものである。

病院や診療所が労働行政の対象となつたのは最後の事であり、ここに働く看護婦にも労働基準法が適用され、始めて労働者としての法的な地位が確立され、その労働条件も非常に改善されてきている。しかし看護婦はもと篤志家の奉仕から発生した仕事であり人命を扱うといふ社会的使命が強調される反面、労働婦人としての認識が今日でも目覚めに充分でなく、又労働法適用の歴史も浅いためにその労働条件についても、なお遺憾な点が少くないので、この調査の結果に基き全国地方取組室により関係各方面との懇談会がもたれ問題点につき種々討議された。その概要は次の通りである。

一、時期 昭和二十六年七月八月中（適當な一日）

二、参加範囲

都道府縣労働基準局 労政課、職業安定課、衛生局（看護婦関係事務担当者）その他

縣會議員、市會議員

病院診療所において経営者の立場にある者

看護婦

医師会等の民間団体

労働組合（主として医療関係）

オツサバー（報知機同）

三 概 要

一 労 働 條 件

(一) 労働時間が長くなり易い原因

1. 患者收容施設を有する病院診療所の看護婦は昼夜兼業を必要とする場合が多く、そのために、三交代制を実施しているのは、大きい病院だけで規模の小さい病院診療所では「宿直制」を以て深夜勤務につがせ、更にその明けの日も普通に勤務する場合が多い。しかし病院看護婦の宿直は、一般の事務所や工場の宿直と異り、正規の勤務に近い性質をもっている場合が多く、本来の宿直と認められないような場合もある。

2. 官公立の病院・診療所は定員の枠があり、看護婦の定員の中に嘱使婦が含まれているので人員が足が三交代制の実施をばげんでいる大きな原因である。

3. 看護婦の仕事は医師の補助者としての二次的業務になり易く、雑務が相当多く専門化されてはいない。

4. 私立の医院等では、家事使用人的な立場におかれている傾向があり、正規の勤務時間以外にも家事労働に拘束される事が多い。

5. 寄宿舍に居住する者や、住込みが大部分である事も長時間労働になり易い原因なので通勤制を多くする事も、その弊を改める機縁となるが看護婦の仕事の性質上、社会的な面もあり、従来からの慣習でなお検討の余地がある。

6. 外来患者の場合診療時間を守られない傾向があると共に、入院患者の場合にも看護婦に業務以外の雑用を命ずる事が多い。

(二) 休憩時間がはっきり与えられていない原因

1. 看護婦の仕事の特殊性から一斉休日や一斉休暇が困難であると共に、私立の医院、診療所の場合は、仕事が無断的にやり易く拘束時間中、閑な時はあるが「休憩時間」としてはつきり自分の自由になる時間が与えられていない。

(三) 休日・年次有給休暇が充分与えられていない原因

1. 休憩時間と同様、一斉に休日をとることが出来ず、交代で休日をとらねないが、そのために人員増加と週休制の徹底が必要である。

2. 私立の病院、診療所では当初基準法に規定されている年次有給休暇がはつきり決っていない所が多く、慣習的に金、喜の休みが与えられていたにすぎない。

以上の点については、使用者側の労務管理に対する研究が充分なされると共に看護婦の労務に理解と協力が必要である。

(四) 給与の問題点について

1. 病院経営は、工場経営と違って労務時間が長くてち、それはすぐに収益にはならないので、経営上の困難がある。

2. 給与の改訂は患者の七〇、八〇％が健保の利用者であり、診療単価が低いいため、経営困難な所では必然的に看護婦の勤務件に悪影響を及ぼしている。

3. 私立の医院診療所の場合は給与がまち／＼であり極めて低いものがあるので最低賃金の規定を行う必要がある。

4. 看護婦は半出残業、深夜業、宿直を必要とする機会が多いが、私立の病院、診療所では、これらの手当に關する規定がはつきりしない場合が多い。又、三交代制の場合、深夜業についての割増賃金を支払れないところがある。

5. 危険手当は結核、伝染病、レントゲンの係に支払われているが、外未を被る係及び一般の事務

等にも考慮する事が望ましい。

6. 看護婦の大部分は住込みで使用者が食費を負担しているが、恩恵的な給与形態で基本給を低くすることは看護婦の対外的な地位をも低め貶低する場合にも困るので、税金、食費等は給与に算入してはつきりと差引くこと。

二、寄宿舍の自治会について

看護婦の大部分は病院附属の寄宿舍又は住込みで生活している場合が多く、自治組織はあつてもその運営に問題があり、活発な運動はみられず、施設に対する要望が大部分であるが、資金はあつても、病院経営の方に廻り、ほかばかしい改修はみられない。

三、労働組合について

1. 看護婦自身が従来の奉仕的な觀念から脱却し労働者としての意識を確立する必要がある。
2. 組織をつうじて地位の向上をはかるため上級団体及び横の連合を積極にする。
3. 事業附属の病院、診療所の看護婦は一般組合員と競争事情を興にしているところもある。
4. 看護婦だけの労働協約を締結するといふ意見もあった。
5. 会合の出席も大病院は可成であるが、小規模のところでは人数が不足するので仲々あつかひにくい。

四、その他の意見及要望

1. 一般社会が看護婦を労働者として理解する
2. 患者が附添を雇わずに人員不足を補うため

病院側で儲うか補助看護婦を配置する方法

望ましい。

3. 労使共、労働基準法を熟知する。

4. 看護婦労働の特性から、深夜業、通直に対する休養施設等の完備が望ましい。

5. 結婚迄の一時的な仕事としてではなく、引続き切けるようにするため免許証所有者で結婚後切いていないものの適正労働を考慮し、社会施設を充実させると共に通勤制を多く採用するところが望ましい。

6. 事務長、病院経営の立場にある人達の啓蒙教育の機会が必要である。

7. 健保に加入しない傾向が多いが、病院の恩恵的な処置よりも当然労働者としての権利を行使する方が望ましい。

8. 養成所の増設及び拡充強化を行うこと。

9. 卒看護婦の養成を行うこと。

10. 定員の増加（国立の場合）をすること。

11. 小規模の所より都会の大病院への希望者が多く、看護婦労働の特性から、一般の紹介と異り求人求職先取次の利用平がまち／＼なので結びつきが悪く、幹旋が困難である。

12. 定員制、三交代制、養成所の増設等の基本的な問題については労働者、厚生省、文部省が密接な連絡を取り検討してほしい。

